

カテゴリー	Q.	A.
アルコール検知器 (機器)について	Q1. お酒を飲んでいなくても反応することはありますか？	A1. あります。飲食物や体調により反応する場合がある他、薬の服用、喫煙、洗口剤使用や歯磨き後等でも反応する場合があります。 また、ノンアルコールビール等、アルコール成分を含まないと思われがちな食品類にも微量のアルコールを含んでいる場合がありますのでご注意ください。 尚、アルコール検知器の使用環境や保管環境が機器に影響を及ぼす場合がありますので、メーカーが定めた環境での使用や保管をお願いします。
	Q2. 時間経過とともに測定数値(アルコール)が下がるはずなのに上がる場合があるが異常ではないのですか？	A2. 飲酒直後での測定は消化管の中にあるアルコール成分が血中に取り込まれていない場合があり、飲酒量に相当した数値より低い数値が表示される場合があります。 その後、時間経過とともにアルコールが吸収され血中に溶存した状態で測定した場合、飲酒直後より高い数値となる可能性があります。
	Q3. アルコール検知器によっては取扱説明書に0.05mg/l未満は0.00mg/lと表示しますと記載されていますが、問題ありませんか？	A3. 法令(貨物自動車運送事業輸送安全規則及び旅客自動車運送事業運輸規則)上の問題はありません。
	Q4. 半導体式センサーと電気化学式センサーの違いは何ですか？	A4. アルコールガスを検知する方式(検知原理)が異なります。半導体式センサーは呼気中に含まれるアルコール成分との反応で発生する電気抵抗値の変化を利用し、電気化学式センサーは発生する電流値の変化を利用します。また、半導体式センサーは反応性を高めるため加熱用ヒーターを内蔵し、電気化学式センサーは非加熱状態で使用します。
	Q5. 燃料電池式と電気化学式、どちらが信頼性が高いのですか？	A5. メーカーにより呼び方が異なりますが、原理等どちらも同じものです。
	Q6. 車中にアルコール検知器を保管しても問題ないですか？	A6. 取扱説明書等に記載されている製品の使用環境、保管環境(屋内、屋外、寒い、熱い、湿度等)の制限事項をご確認下さい。
アルコール検知器の 運用について	Q7. アルコール検知器を使用して運転の可否は判断できますか？ また、飲酒直後でもアルコール検知器の測定結果が0.00mg/lだった場合は自動車の運転に問題はないですか？	A7. アルコール検知器は飲酒の有無を判断するための一つの判断材料であって、運転の可否を判断するものではありません。測定結果に基づいて、車両の運転や機器の操作などを行って良いか否かの判断に対して、アルコール検知器の製造者、および販売に携わる関係者は一切責任を負いません。
	Q8. お酒を飲んでから何時間経過すれば運転してもいいですか？ また、お酒を飲んでも十分に睡眠をとれば大丈夫ですか？	A8. 飲酒量やアルコールが分解されるスピードには個人差があり、経過時間で管理することはできません。また、睡眠時は代謝が落ちるためアルコールの分解に時間がかかると言われています。
	Q9. 自分のアルコール検知器では問題がなかったのに事業所のアルコール検知器でNGとなったのですか？	A9. アルコール検知器のメンテナンス状態や管理状況、使用環境等によって差異が出る可能性があります。また、ご自分のアルコール検知器と事業所のアルコール検知器のメーカーや型式が異なる場合、使用方法(測定方法)が異なっている可能性があります。検知器ごとに定められた使用方法に誤りが無いかご確認下さい。
	Q10. 衛生面で検知器を他人と共用しても大丈夫ですか？	A10. マウスピース等、直接口に触れるものは各個人専用のものをご使用下さい。
	Q11. アルコール検知器での測定は義務付けられているのですか？	A11. 業種によりアルコール検知器の使用は義務付けられております。アルコール検知器協議会のHPをご参照ください。(http://j-bac.org/howtouse_baa/)
アルコール検知器の メンテナンス等	Q12. アルコール検知器の使用回数、期限はどの程度ですか？	A12. お使いの検知器ごとに使用回数、期限が定められております。取扱説明書をお読みになるか、アルコール検知器をご購入された販売店またはメーカーにご確認下さい。
	Q13. メンテナンスをしないとどうなりますか？ 使用回数が少ない検知器(センサー)は定期メンテナンスをしなくても大丈夫なのでは？	A13. アルコール検知器のセンサーは、使用によって劣化するものであり、半永久的に使用できるものではありません。検知器ごとに定められた使用回数、期限を守り、精度維持のための修理、メンテナンス、校正、交換は必ずおこなってください。
	Q14. 以前と比べてアルコール検知器の感度に異常を感じる場合はどうすればよいですか？ また、メンテナンス・校正・交換等はどこに依頼すればよいですか？	A14. 取扱説明書をお読みになるか、アルコール検知器をご購入された販売店またはメーカーまでご相談下さい。
アルコール検知器 協議会について	Q15. アルコール検知器協議会認定機器と非認定機器では性能に差はありますか？	A15. 非認定機器はアルコール検知器協議会として検証されておりませんので判断できません。
	Q16. アルコール検知器協議会認定機器はどの製品ですか？また、どこで入手できますか？	A16. 認定機器はアルコール検知器協議会に紹介されております。(http://j-bac.org/certified_equipment/) ご購入はアルコール検知器取扱いの販売店またはメーカーまでご相談下さい。
	Q17. アルコール検知器に関する出展や講演等は依頼できますか？	A17. 飲酒運転撲滅に関連する活動等、内容によりご協力が可能です。アルコール検知器協議会までお気軽にお問合せ下さい。(http://j-bac.org/require/)
その他	Q18. 市販品のアルコール検知器の精度は警察が取り締まり使用している検知器と比べてどうなのですか？	A18. 警察の使用している検知器は入手することが出来ず、同等品であるかお調べする事が出来ません。また、当局の当該機器および仕様については非公開となっており、市販品との比較もできません。
	Q19. トレーサビリティ証明書の発行は可能ですか？	A19. アルコール検知器取扱いの販売店またはメーカーまでご相談下さい。
	Q20. 道路交通法で罰則の対象となる数値基準を教えてください。	A20. 0.15mg/l以上で“酒気帯び運転”とされていますが、道路交通法第65条第1項「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」と遵守事項が定められております。 0.15mg/l未満であっても数値にかかわらず“酒酔い運転”と判断されれば罰則の対象となります。たとえ微量であっても、酒気を帯びての運転は絶対にしないでください。 尚、アルコール検知器は飲酒の有無を判断するための一つの判断材料であって、運転の可否を判断するものではありません。測定結果に基づいて、車両の運転や機器の操作などを行って良いか否かの判断に対して、アルコール検知器の製造者、および販売に携わる関係者は一切責任を負いません。